

平成 26 年 11 月 16 日執行予定

愛媛県知事選挙

この県の未来を託すリーダー。決まるのは、11月16日。
決めるのは、わたしたちの一票。

告示日
10月30日(木)
投票日
11月16日(日)
7時～20時

【投票できる人】

平成 6 年 11 月 17 日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 平成 26 年 7 月 29 日以前に松前町に転入届を出した人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、平成 26 年 7 月 30 日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、引き続きその転出先の市町に住んでいる人

※ ②については、投票するときに、住民票担当課で発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※ 投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

※ 他の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町村での投票となります。不在者投票は、早めにお問い合わせください。

【投票所入場券】

投票所入場券は、10月30日(木)から選挙人に郵送を開始する予定です。

投票日が近くなっても、投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。

また投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

【期日前投票】

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。

11月16日(日)に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

○期間 10月31日(金)～11月15日(土)

○時間 8時30分～20時

○場所 役場2階大会議室

【期日前投票の仕方】

期日前投票と当日投票の違いは、受け付けで宣誓書を記入してもらうことです。

宣誓書には、住所、氏名、性別などのほかに、投票日当日投票できない理由を次の中から選んでもらうようになります。

- ▷仕事、学業、地域行事の役員、冠婚葬祭などに従事
- ▷それ以外の用事、旅行、レジャーなどのため投票区外(町内)または町外に外出・滞在
- ▷疾病、負傷、出産、身体障がいなどのため歩行困難
- ▷住所移転のため、松前町外に居住



【STEP 1】

投票所入場券を持って、期日前投票所へ行きます。



【STEP 2】

受け付けで、宣誓書を記入し、投票用紙を受け取ります。



【STEP 3】

候補者の氏名を投票用紙に自書します。



【STEP 4】

投票箱に投函して終了!